

# ゴビンダ通信

No 14

発行：無実のゴビンダさんを支える会

事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

October.31.2003

最高裁、ゴビンダさんの上告棄却を決定！

10月17日付のゴビンダさんの手紙を以下に掲載します。この手紙が届いたのは、21日の夕方。上告棄却が報道される、わずか1時間前でした。

Dear みなさん、ナマステ！

おげんきですか？わたしは、みなさんのおかげでいきい  
ま。まだ10がつなのに、さむきがはやくやってきました。  
けいむしよのさむさをたまたまらぬいでも、いまからきをつけないと  
はやくびょうきになるかもしれない？みなさんもおからだ  
をだいじにしてください。わたしもこれからはねるまえ  
のくすり(すいみんやく)、せめようとがんばっています。  
わたしがおよそねんかんとじにめられてたふるいたて  
もの、たおれはじめました。まどからたてものたおたとみ  
えます。

9がつになぞくとしんせきが おくたてがみ、しんせいな  
どもらいました。てがみよんだりし、しんせみたり  
たのしんでましたよ。10がつのはじごろ1しゆうかん  
ネパールは、おおきなおまつり(ダサン・フェスティバル)  
でした。

かぞくみんなあつまって、おいしいたべたり、  
きれいなおまつり、ダンスしたり、うたをうたったり  
たのしみです。

でもわたしがいないから、わたしのかぞくには、とつても  
せつないおまつりでした。

わたしはごはん、バナナ、ぎゆうにゆうませ”  
ておいしくたべながら、  
ひとりぼっちでかぞくのことおもいだしてす  
ごしました。

まためがみさまのしやしんにはなをまき  
げてだんじきして“はやくじゆうに  
なれるようしゆくふくをください”  
というおいのりしました。

みなさん、わたしは“むじつ”です。  
さいこうさいばんしよはやく“むざい”  
はんけつだして、くに(ネパール)にかえ  
してくれることしんじています。

みなさん、よろしくおねがいします。

“むじつ”ゴビンダ・プラサド・マイナリ

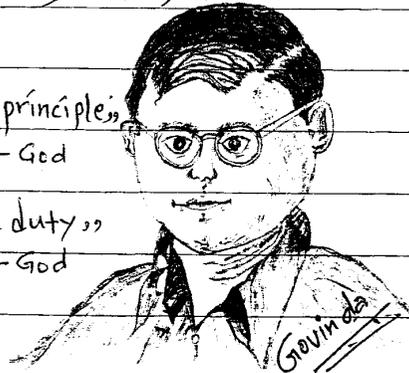
とうきょう・こすげにて 2003.10.17

“Non-injury is the superme principle,”

— God

“Non-violence is the superme duty,”

— God



“Love each and every living being at least as much as you love your-  
Self” — God

## ～ ～ ～ 緊急事態への対応 ～ ～ ～

冒頭に掲載した手紙のとおり、ゴビンダさんは、最後まで最高裁を信じていました。しかし、最高裁は、たった 1 枚の紙切れによって、ゴビンダさんの人生を破壊したばかりか、彼の帰りを待つ家族全員の希望を打ち砕き、彼の無実を信じる私たちの心を踏みにじったのです。

上告棄却直後から始まった事務局の慌しい動きについて、以下、簡単にご報告します。

- 10・21 上告棄却の第一報を受け、ただちに弁護団と連絡。
- 10・22 朝 9 時、神田先生が通訳とともにゴビンダさんに接見。  
続いて、今井・瑞慶覧・客野の 3 名が面会（この時のゴビンダさんの様子については、声明に記載したとおり）。  
ゴビンダさんの強い要望によりネパールの家族に連絡、緊急来日の手配。  
同日午後 7 時から「臨時事務局会議」を緊急に招集。参加者 18 名。  
刑の確定まで一般面会の可能な期間中、3 人一組の面会体制でゴビンダさんを精神的に支え続けること、家族来日などの情報を随時正確に伝えること、その他、当面必要な処置などを確認しあう。
- 10・23 弁護団、上告棄却に対する異議申し立てを行う。
- 10・24 支える会・国民救援会の声明を報道各社に送付。
- 10・25 10 月学習会の内容を急きょ変更し、「上告棄却報告会」を行う。予想を上回る多数の参加者（会員、会員以外、報道関係者など）が集まった。神田先生から、この裁判の最大の争点であった精液鑑定の問題を中心に話をしていただいた。10 月 1 日付で鑑定補充書を提出してから、わずか 20 日後の上告棄却。「これで本当に記録を精査したなどと言えるのか？」最高裁に対する不信感を誰もが抱いたに違いない。
- 10・28 ラダさんとインドラさん、在カトマンズ日本大使館にビザ申請。  
ビザ取得と航空券の座席確保に 10 日～ 2 週間かかる見込み。
- 10・29 最高裁前で抗議行動。声明のピラまき。
- 10・31 記者会見（支える会・国民救援会・弁護団）  
上告棄却後のゴビンダさんからのメッセージ、家族のメッセージを公表。  
弁護団から裁判経過の総括と判決の不当性を訴え、司法改革と関連付けて、形骸化した司法の現状に対する警告を発する。支える会と国民救援会から最高裁に対する抗議声明。今後の支援についての決意表明など。

ラダさん・インドラさん緊急来日のカンパをお願いします

## ゴビンダさんに正義が行われる日まで、共に頑張りましょう

上告棄却から 1 週間も経たない内に、すでに 300 通以上の手紙が東京拘置所のゴビンダさんに届いています。裁判所に対する不信感と怒りを表明し、ゴビンダさんを慰めたり激励したりする内容の手紙です。

「もう涙も出ません・・・」ゴビンダさんは、怒り、悲しみ、嘆き、不安などを必死でこらえながら、現在、ラダさんとインドラさんの到着を待っています。

10 月 23 日付で弁護団が提出した、上告棄却に対する異議申し立てが却下されると、無期懲役の判決が確定します。刑の執行指揮書が東京拘置所に送達された時点で、ゴビンダさんは「未決囚」から「既決囚」になります。これ以後、一般の面会・文通はできなくなります。家族とは面会・文通できますが、「月に 1 回だけ」。弁護団との交通権は、再審準備中との理由で確保されます。「既決囚」となってから約 2 週間、拘置所内で分類調査を受けます。その後、いよいよ「下獄」となりますが、どこの刑務所に移送されるかは、当日にならないと本人にも知らされません。移送後、家族には、面会受付窓口で教えてくれるとのことでした。

これからは厳しい条件の下、ますます困難な闘いが予想されますが、私たちは、あらゆる努力を尽くして、ゴビンダさんと家族を支えて行きます。ゴビンダさんが冤罪の苦しみから完全に解放される日まで、皆さまの変わらぬご支援をお願いいたします。

### 「無罪勾留シンポジウム」のお知らせ（予定通り開催します）

日時 11月29日（土）午後2時から5時  
会場 日本キリスト教会館（4階A B号室） \*東西線早稲田駅下車徒歩5分  
パネラー 秋山賢三氏（弁護士・元裁判官） 佃克彦氏（ゴビンダ弁護団）  
豊崎七絵氏（龍谷大学助教授） 原山邦章氏（モラガ弁護団）  
水口洋介氏（トクナガ弁護団）  
司会 今井恭平氏（ゴビンダ事務局）

\*新しいチラシ（同封）のとおり、多くの団体から賛同を得ることができました。

### 事務局会議

毎月第2火曜日 午後7時～9時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩5分

< 次回は 11 月 11 日（火） >

家族の受け入れ態勢、ゴビンダさん服役前後の対策などについて確認するとともに、今後の展望について可能な範囲で協議する予定です。

### 無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町 20 佐藤ビル 201 現代人文社気付 留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail : mainali@anet.ne.jp ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>